

荷役作業安全確保要領

甲板上において荷役作業に従事する者は、荷役作業時における人身の安全を確保し、事故や災害を防止し積荷の保全を図るため以下の事項を遵守しなければならない。

1. 作業安全の確認

安全担当者は、下記の事項について確認するとともに、作業の安全を維持するため必要であれば船長に対して助言を与えなければならない。

- (1) 所定の保護具、安全用具、検知器等が適切に使用されていること。
- (2) 船長より作業要領に関する適切な指示が出されていること。
- (3) 作業手順などが適切であること。

2. 安全器具の状態確認

安全担当者は、下記の事項を実施しなければならない。

- (1) 作業服、ヘルメット、安全靴、安全ベルト、注意書きプラ、手袋、防塵メガネ、マスク、耳栓等が良好な状態に維持され、適切に使用されていることを確認する。
- (2) 酸素濃度測定器、可燃性ガス検知器、その他の検知器が良好な状態に維持管理され、適切に使用されていることを確認する。
- (3) 保護具、検知器具等の適切な管理または使用に関して指導又は助言する。

3. 荷役作業時の基準

荷役作業に従事する者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 甲板上において作業に従事する者は、常時ヘルメット、安全靴、作業服を着用しなければならない。
- (2) 船内の所定位置以外での作業を原則として禁止する。やむを得ず所定場所以外で作業を実施する必要がある場合は、安全担当者と安全が確保されることを確認の上、船長の許可を得て実施する。
- (3) 荷役中は、船艙内への立ち入りを禁止する。緊急時に船艙内へ進入する際には、作業の中断を必ず確認してから進入する。なおその際には、事前に船艙内での退避場所を確認しておく。
- (4) いかなる状況においても吊り荷の下へ立ち入ることは禁止する。
- (5) 荷役作業中に甲板上を移動する場合および荷役当直をする場合は、沖側の甲板上に行く。
- (6) 荷役中の喫水変化に応じて、係留索及びギャングラダーを適切に調整する。

4. ハッチカバー開閉作業時の基準

開閉作業を行う者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 作業要員を適所に配置し、作業前に支障なく作業が行えることを確認する。
- (2) 甲板上にいる乗組員を除く荷役作業員は、安全な場所に待機するとともに、無用の者の乗船を禁止する。

5. 構内歩行時の基準

乗組員は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された安全通路を通行し、ヘルメットを着用する。
- (2) 歩行中は禁煙とする。
- (3) クレーンの下への立ち入りを禁止する。